

事 務 連 絡

平成24年 4 月 1 7 日

社団法人 全日本病院協会 御中

厚生労働省保険局医療課

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法  
第1項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課、都道府県民生主管部  
（局）国民健康保険主管課（部）及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢  
者医療主管課（部）あて連絡したので、関係者に対し周知を図られますようお願い  
いたします。

保医発0417第3号  
平成24年4月17日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法  
第1項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める患者について

本日、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第1項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」（平成24年厚生労働省告示第140号）が改正されたところであるが、DPC制度のより一層の透明化、適正化等を図る観点から、その取扱いについて別添のとおり通知するので、関係者に対し周知徹底を図られたい。

#### 記

##### 1. 改正の概要について

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成24年厚生労働省告示第140号）第二号の別表に、エベロリムス、カスポファンギン酢酸塩を追加する。

##### 2. 関係通知の一部改正について

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第1項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める患者について（通知）」（平成24年3月30日保医発第0330第1号）の別表を別紙のとおり改める。

##### 3. 関係通知の一部修正について

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第1項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める患者について（通知）」（平成24年3月30日保医発第0330第1号）について、別添のとおり訂正する。

告示 番号	薬 剤 名	適 応 症		診断群分類番号
		銘 柄 (参考)	ICD-10 (参考)	
1	エプタコグ アルファ (活性型) (遺伝子組 換え)	注射用ノボセペン 1.2mg(2.2ml)、4.8ml(8.5ml)  ノボセペンH1 静注用 1mg(1ml)、2mg(2ml)、5mg(5ml)	GP IIb-IIIa及び/又はHLAに 対する抗体を保有し、血小板 輸血不応状態が過去又は現在 見られるグラントマン血小板 無力症患者の出血傾向の抑制	D691    130110 出血性疾患 130110x1xxx0xx 130110x1xxx0xx 130110x1xxx3xx
2	ポリエチレングリコ ール処理免疫グロブ リン	献血ヴェノグロブリンH5%静注 0.5g(10ml)、1g(20ml) 2.5g(50ml)、5g(100ml)	全身型重症筋無力症(ステロ イド剤又はステロイド剤以外 の免疫抑制剤が十分に奏効し ない場合に限る)	G700    010130 重症筋無力症、その他の神経筋 障害 010130xx01x0xx 010130xx97x0xx 010130xx99x0xx 010130xx99x3xx
3	ウステキヌマブ (遺伝 子組換え)	ステララー皮下注45mgシリンジ	既存治療で効果不十分な関節 症性乾癬	L40\$, M070\$, M071\$, M072\$, M073\$, M090\$    070470 関節リウマチ 070470xx01x2xx 070470xx02x0xx 070470xx02x2xx 070470xx03x0xx 070470xx03x2xx 070470xx97x0xx 070470xx97x2xx 070470xx99x0xx 070470xx99x1xx 070470xx99x2xx
			既存治療で効果不十分な尋常 性乾癬	L400,    080140 炎症性角化症 080140xxxxx0xx
4	エリプリンメシル酸塩	ハラヴェン静注 1mg	手術不能又は再発乳癌	C50\$    090010 乳房の悪性腫瘍 090010x01x3xx 090010xx02x3xx 090010x97x30x 090010xx97x31x 090010x99x30x 090010xx99x31x
5	ポリノスタット	ゾリンザカプセル100mg	皮膚T細胞性リンパ腫	C840, C841    130030 非ホジキンリンパ腫 130030xx99x30x 130030xx99x31x
6	ゴリムマブ (遺伝子組 換え)	シンボニー皮下注 50mgシリンジ	既存治療で効果不十分な関節 リウマチ (関節の構造的損傷 の防止を含む)	M05\$, M060\$, M068\$, M069\$    070470 関節リウマチ 070470xx99x4xx
7	ダプトマイシン	キュービシン静注用 350mg	[適応菌種] ダプトマイシンに感性的メテ シリン耐性黄色ブドウ球菌 (MRSA)  [適応症] 敗血症、感染性心内膜炎、深 在性皮膚感染症、外傷・熱傷 及び手術創等の二次感染、ひ らん・潰瘍の二次感染	I33\$   L03\$, L08\$  A410   050090 心内膜炎 050090xx97x0xx 050090xx99x0xx 050090xx99x1xx  080011 急性膿皮症 080011xx97x0xx 080011xx971xxx 080011xx99xxxx  180010 敗血症 180010x0xx0xx 180010x1xxx0xx
8	テリバラテド (遺伝子 組換え)	フォルテオ皮下注キット 600µg	骨折の危険性の高い骨粗鬆症	M80\$, M81\$, M82\$    070370 脊椎骨粗鬆症 070370xx99xxxx
9	ベンダムステン塩酸塩	トレアキシン点滴静注用 100mg	再発又は難治性の下記疾患 ・低悪性度B細胞性非ホジキ ンリンパ腫 ・マントル細胞リンパ腫	C82\$, C830, C831, C832, C838, C851    130030 非ホジキンリンパ腫 130030xx97x2xx 130030xx99x2xx 130030xx99x30x 130030xx99x31x
10	アザシテジン	ピダーザ注射用 100mg	骨髄異形成症候群	D46\$    130060 骨髄異形成症候群 130060xx97x30x 130060xx99x3xx

告示 番号	薬 剤 名	銘 柄 (参考)	適 応 症		診断群分類番号
				ICD-10 (参考)	
11	ロミプロステム (遺伝子組換え)	ロミプレート皮下注 250 μg調製用	慢性突発性血小板減少性紫斑病	D693	130110 出血性疾患 (その他) 130110x0xxx0xx 130110x1xxx0xx
12	A型ボツリヌス毒素製剤	ボトックス注用 50単位、100単位	上肢痙縮 下肢痙縮	(特定出来ない)	全ての診断群分類番号
13	トラスツズマブ (遺伝子組換え)	ハーセプテン注射用60、注射用150	HER2過剰発現が確認された治療切除不能な進行・再発の胃癌	C16\$	060020 胃の悪性腫瘍 060020xx01x3xx 060020xx02x3xx 060020xx03x3xx 060020xx04x3xx 060020xx97x2xx 060020xx97x3xx 060020xx99x2xx 060020xx99x30x 060020xx99x31x
14	エルロチニブ塩酸塩	タルセバ錠	治療切除不能な肺癌	C25\$	06007x 肺臓、脾臓の腫瘍 06007xxx0104xx 06007xxx0114xx 06007xxx97x3xx 06007xxx97x40x 06007xxx99x3xx 06007xxx99x40x
15	ボルテゾミブ	ベルケイド注射用 3mg	未治療の多発性骨髄腫	C900	130040 多発性骨髄腫、免疫系悪性新生物 130040xx97x5xx 130040xx99x50x 130040xx99x51x
16	カルボプラチン	パラプラチン注射液 50mg パラプラチン注射液 150mg パラプラチン注射液 450mg  パラプラチン150mg 注射用	乳癌	C50\$	090010 乳房の悪性腫瘍 090010xx01x5xx 090010xx99x5xx
17	オクトレオチド酢酸塩	サンドスタチンLAR筋注用10mg サンドスタチンLAR筋注用20mg サンドスタチンLAR筋注用30mg	消化管神経内分泌腫瘍	C269  C254, D137	060035 大腸 (上行結腸からS状結腸)の悪性腫瘍 060035xx0103xx 060035xx0113xx 060035xx97x2xx 060035xx97x30x 060035xx97x31x 060035xx99x2xx 060035xx99x30x 060035xx99x31x  06007x 肺臓、脾臓の腫瘍 06007xxx0104xx 06007xxx0114xx 06007xxx97x3xx 06007xxx97x40x 06007xxx97x41x 06007xxx99x3xx 06007xxx99x40x 06007xxx99x41x
18	ペバシズマブ (遺伝子組換え)	アバスチン点滴静注用	手術不能又は再発乳癌	C50\$	090010 乳房の悪性腫瘍 090010xx01x4xx 090010xx02x4xx 090010xx99x4xx
19	フィンゴリモド塩酸塩	イムセラカプセル 0.5mg ジレニアカプセル 0.5mg	多発性硬化症の再発予防及び身体的障害の進行抑制	G35	010090 多発性硬化症 010090xxxx0xx
20	テラプレビル	テラビック錠 250mg	セログループ1 ( (ジェノタイプI (1a) 又はII (1b) のC型慢性肝炎における次のいずれかのウイルス血症の改善 (1) 血中HCV RNA量が高値の未治療患者 (2) インターフェロン製剤単独療法、又はパピリリン併用療法で無効又は再燃となった患者	B182	060295 慢性C型肝炎 060295xx97x1xx 060295xx99x1xx

告示 番号	薬 剤 名	銘 柄 (参考)	適 応 症		診断群分類番号
				ICD-10 (参考)	
21	ホスフェニトインナトリウム水和物	ホストイン静注 750mg	①てんかん重症状態 ②脳外科手術又は意識障害(頭部外傷等)時のてんかん発作の発現抑制 ③フェニトインを経口投与しているてんかん患者における一時的な代替療法	G40\$, G41\$	010230 てんかん 010230xx97x00x 010230xx97x01x 010230xx97x2xx 010230xx99x00x 010230xx99x01x 010230xx99x10x 010230xx99x11x 010230xx99x20x 010230xx99x21x
22	テリパラチド酢酸塩	テリボン皮下注用 56.5μg	骨折の危険性の高い骨粗鬆症	M80\$, M81\$, M82\$	070370 脊椎骨粗鬆症 070370xx97xxxxx 070370xx99xxxxx
23	カナキヌマブ(遺伝子組換え)	イラリス皮下注用 150mg	以下のクリオピリン関連周期性症候群 ・家族性寒冷自己炎症症候群 ・マックル・ウエルズ症候群 ・新生児期発症多発臓器系炎症性疾患	0998	全ての診断群分類番号
24	フルベストラント	フェソロデックス筋注 250mg	閉経後乳癌	C50\$	090010 乳房の悪性腫瘍 090010xx01x3xx 090010xx02x3xx 090010xx97x30x 090010xx97x31x 090010xx99x30x 090010xx99x31x
25	エベロリムス	アフニトール錠 5mg	脳神経内分泌腫瘍	C25\$	06007x 腺臓・腺臓の腫瘍 06007xxx0104xx 06007xxx0114xx 06007xxx97x3xx 06007xxx97x40x 06007xxx97x41x 06007xxx99x3xx 06007xxx99x40x 06007xxx99x41x
26	カスポファンギン酢酸塩	カンサイダス点滴静注用50mg カンサイダス点滴静注用70mg	①真菌感染が疑われる発熱性好中球減少症 ②食道カンジダ症 ③侵襲性カンジダ症、アスペルギルス症	D70	130070 白血球疾患(その他) 130070xx99x0xx

別添		正		誤	
告示番号	薬剤名	適応症	ICD-10 (参考)	診断群分類番号	告示番号
1	エプタコグ (活性型) (凍結干細胞系) アルファ (凍結干細胞系) ノボセプンH I 静注用 1.2mg(2.2ml)、4.8ml(8.5ml) ノボセプンH I 静注用 1mg(1ml)、2mg(2ml)、5mg(5ml)	① Hb-β <sub>2</sub> 及びβ <sub>2</sub> 又はβ <sub>2</sub> に 対する抗体を保有し、血小板 減少症を呈する又は現在 見られるグラントマン血小 無が重症者の出血傾向の抑制	06B1	130110 出血性疾患 130110x1xxx0xx 130110x1xxx0xx 130110x1xxx3xx	1
2~20	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
21	ホスフェニトインナトリ ウム水化物 ホスフェニトインナトリ ウム水化物 750mg	①てんかん重症状態 ②脳外科手術又は造影検査 (頭部外傷等) 術のてんかん 発作の発症抑制 ③フェニトインを投与し	G40 S, G41 S	010230 てんかん 010230x37x00x 010230x37x2xx 010230x37x40x 010230x37x41x 010230x37x42x 010230x37x43x	21
22~ 26	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔省 令〕

○電気事業法施行規則等の一部を改正する省令(経済産業三二)

### 〔告 示〕

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件

(政治資金適正化委二三)

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件(法務一五四)

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する事業上の関係を有する外国の公私の機関を定める省令第二号の規定に基づき、技能実習生を雇用契約に基づいて受け入れる本邦の公私の機関と事業上の関係を有する外国の公私の機関を定める件(同一五五)

○円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の書簡の交換に関する件(外務一五一)

○使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部を改正する件(厚生労働三三八)

○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件(同三三九)

○厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件(同三四〇)

○森林病虫害等防除法第三条第一項の規定に基づき、同項第一号に掲げる命令をする等の件

(農林水産一〇二三)

○森林病虫害等防除法第三条第一項の規定に基づき、同項第四号に掲げる命令をする等の件(同一〇二四)

○森林病虫害等防除法第三条第二項の規定に基づき、特別伐倒駆除を命ずる等の件(同一〇二五)

○森林病虫害等防除法第三条第三項の規定に基づき、補完伐倒駆除を命ずる等の件(同一〇二六)

○電気事業法施行規則第五十二条第一項の表第一号、第二号、第四号、第五号及び第七号並びに第五十六条の表第四号から第七号まで並びに第七十九号第一号並びに第九十四条第一項第六号並びに別表第二の発電所の項中一の下欄の事前届出を要するもの欄中(1)及び(2)並びに別表第二の発電所の項中二の(一)の下欄の事前届出を要するもの欄中(1)及び(2)の規定に基づき、小型のもの若しくは特定の施設内に設置されるものである水力発電所、水力設備及び水力発電所の発電設備、小型の汽力を原動力とする火力発電所、火力設備及び火力発電所の発電設備、液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とする火力発電所又は小型のガスタービンを原動力とする火力発電所及び火力設備を定める告示

(経済産業一〇〇)

### 四

○電気事業法施行規則第五十二条の二第一号口の要件、第一号ハ及び第二号口の機械器具並びに第一号ニ及び第二号ハの算定方法等並びに第五十三号第二項第五号の頻度に関する告示の一部を改正する告示(同一〇二一)

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件(国土交通四六五)

○東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理に関する基準等を定める件(環境七六)

○海上における空対空射撃訓練を実施する件(防衛一〇〇一〇三)

○海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射撃訓練及び試験を実施する件(同一〇四)

○海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射撃訓練を実施する件(同一〇五)

○海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件(同一〇六)

○道路に関する件

(近畿地方整備局九七七一〇〇)

○都市計画に関する件

(中国地方整備局七四)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 海上保安庁

〔官庁報告〕

官庁事項

東北地方整備局公示(東北地方整備局)

〔資料〕

閣議決定等事項

### 〔公 告〕

#### 諸事項

#### 裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

#### 特殊法人等

財務省共済組合定款の一部変更関係

#### 地方公共団体

教育職員免許状取上げ処分関係

#### 会社その他

会社その他

7 (1) インド政府は、JICAについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してインドにおいて課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。  
 (2) インド政府は、次のことを確保するために必要な措置をとる。  
 (a) 借款が生産物若しくは役務又はそれらの輸入、製造、調達若しくは供給に関連してインドにおいて課されるいかなる租税の支払にも使用されないこと。  
 (b) 請負業者又はコンサルタントが支払う個人所得税又は法人税を除くいかなる税も、実際の調達手続において容易に判別できる税(主要請負業者又はコンサルタントとインドの実施機関との間の直接契約により計画に供給される最終の生産物又は役務に関連して課される税を含む)である場合には、インドの実施機関によって支払われること。  
 (c) インド政府は、次のことのために必要な措置をとる。  
 (a) 借款が適正にかつ専ら計画のために使用されることを確保すること。  
 (b) 借款に基づき施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びインドの一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。  
 (c) 借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9 (a) 計画の進捗状況についての情報及び資料  
 (b) 計画に関連するその他の情報  
 10 両政府は、この了解から又はそれらに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。  
 11 この書簡の付表は、この書簡の不可分の一部を成す。  
 本使は、更に、この書簡及び前記の了解をインド政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。  
 本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。  
 二千十二年三月二十九日にニューデリーで

インド財務省  
 経済局局长 プラボード・サクセナ閣下  
 付表  
 インド駐在  
 日本国特命全權大使 齋木昭隆

1	2	3	4	5
事業計画名	供与限度額	利率	償還期間	支出期間 (借款契約の発効日の後)
1 デリー高速輸送システム建設計画フェーズ3	千二百七十九億七千七百円	一・四パーセント	十年の据置期間の後二十年	六年
2 西ベンガル州森林・生物多様性保全計画	六十三億七千七百円	〇・六五	十年の据置期間の後二十年	十年
3 コンサルタントに対する支払部分		〇・〇一		
4 コンサルタントに対する支払部分		〇・〇一		
総額	千三百四十二億八千八百万円			

(インド側書簡)

(訳文)  
 書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。  
 (日本側書簡)  
 本官は、更に、前記の了解をインド政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。  
 本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。  
 二千十二年三月二十九日にニューデリーで

インド財務省  
 経済局局长 プラボード・サクセナ  
 インド駐在  
 日本国特命全權大使 齋木昭隆閣下  
 ○厚生労働省告示第百三十八号  
 診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十号)の一部を次のように改正する。  
 平成二十四年四月十七日  
 厚生労働大臣 小宮山洋子  
 別表に第6部として次のように加える。

品名	規格	単位	薬価
(ア)			
アジリル	錠20mg	錠	136.90
アジリル	錠40mg	錠	205.40
(イ)			
エリナ	錠10mg	錠	372.40
エリナ	錠15mg	錠	530.40
(ウ)			
エリナ	錠3mg	錠	94.40
エリナ	錠6mg	錠	179.30
エリナ	錠12mg	錠	340.70
エリナ	錠24mg	錠	647.40
(エ)			
カムサレー	カプセル5% 5ml	1包	1,679.60
(オ)			
ルネスタ	錠1mg	錠	49.60
ルネスタ	錠2mg	錠	78.70
ルネスタ	錠3mg	錠	99.80
(カ)			
レタナ	錠300mg	1錠	98.50
(キ)			
オキナ	注10mg	1% 1ml	352
オキナ	注50mg	1% 5ml	1,609



品名	規格	単位	薬価
カンサイナズ点滴静注用50mg		50mg 1瓶	16,256
カンサイナズ点滴静注用70mg		70mg 1瓶	21,992
ホナロン点滴静注用900μg		900μg 100mL 1袋	4,498
ラニブーケ皮下注120mg		120mg 1.7mL 1瓶	45,155
フイソチン点眼液0.1%		0.1% 1mL	438.20
ヒムラケリム		1g	171.90

○厚生労働省告示第三三三十九号  
 保険医療機関及び保険医療費担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第二十条第三号へ及びト並びに第二十一条第三号への規定に基づき、療養規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十八年厚生労働省告示第七号）の一部を次のように改正する。  
 平成二十四年四月十七日  
 厚生労働大臣 小宮山洋子  
 第十一号中「及びハバリンカルシウム製剤」を「ハバリンカルシウム製剤及びオキシコトロン塩酸塩製剤」に改める。  
 第十二号（ハ）中「及びリオオベル配合錠LD」を「リオオベル配合錠LD及びサムチレル内用懸濁液一五パーセント（後天性免疫不全症候群に罹患している患者に投与するものに限る）」に改める。  
 ○厚生労働省告示第三四十号  
 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第四十号）の一部を次のように改正する。  
 平成二十四年四月十七日  
 厚生労働大臣 小宮山洋子  
 別表2の項中「濁る。」を「濁る。」に改め、「濁る。」に改め、「濁る。」に改め、同表に次のように加える。

○農林水産省告示第十二号  
 森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第三条第一項の規定に基づき、同項第一号に掲げる命令を次のように公表する。  
 平成二十四年四月十七日  
 農林水産大臣 鹿野 道彦

一 区域及び期間  
 (一) 区域  
 一 関市及び陸前高田市  
 岩手県  
 宮城県  
 気仙沼市  
 秋田県  
 大館市、鹿角市及び鹿角郡小坂町  
 新潟県  
 佐渡市

の区域内にある松林の区域のうち次のとおりとする。（次のとおり）は省略し、その関係書類を林野庁森林整備部研究・保全課、関係県庁、関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(二) 期間  
 平成二十四年五月七日から平成二十五年二月二十五日まで

二 森林病害虫等の種類  
 松くい虫

三 行うべき措置の内容  
 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び薬剤の散布若しくは当該樹木の伐倒及び薬剤によるくん蒸又は当該樹木の伐倒及び剥皮並びに松くい虫及びその付着している枝葉及び樹皮の焼却をしなければならない。

四 命令をしようとする理由  
 (一) に定める区域及びその周辺の松林において前年度に松くい虫による被害が発生しており、本年度の気象条件及び松くい虫による被害の発生状況からみて、松くい虫が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあると認められるため。

五 その他必要な事項  
 (一) 三に定める措置を行うに当たっては、森林害虫防除員の指示に従わなければならない。  
 (二) 三に定める措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、当該措置を行った樹木の所在する地域を管轄する県知

事を経由して、農林水産大臣にその旨を届け出なければならない。ただし、(三)により損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。

(三) 三に定める措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに、当該措置を行った樹木の所在する地域を管轄する県知事を経由して農林水産大臣に提出しなければならない。農林水産大臣は、損失補償の申請があったときは、当該申請をした者が当該措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(四) 農林水産大臣は、三に定める措置を行うべき樹木を所有し、又は管理する者が(一)に定める期間内に当該措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は当該措置の全部又は一部を行っていないとき、当該措置の全部又は一部を行うことができる。

(五) 農林水産大臣は、(四)の措置を行った場合において、その要した費用の額が、三に定める措置を行うべき者が自ら当該措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

○農林水産省告示第二十四号  
 森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第三条第一項の規定に基づき、同項第四号に掲げる命令を次のように公表する。  
 平成二十四年四月十七日  
 農林水産大臣 鹿野 道彦

一 区域及び期間  
 (一) 区域  
 宮城県  
 気仙沼市  
 秋田県  
 能代市、男鹿市、にかほ市並びに山本郡三種町及び八峰町  
 山形県  
 飽海郡遊佐町

の区域内にある松林の区域のうち次のとおりとする。（次のとおり）は省略し、その関係書類を林野庁森林整備部研究・保全課、関係県庁、関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(二) 期間  
 平成二十四年五月七日から同年八月三十一日まで